

議案第 7 1 号

寄り合いハウスいこい条例

上記の議案を提出する。

平成 2 5 年 1 2 月 2 日

提出者 瑞穂町長 石 塚 幸右衛門

(提案理由)

寄り合いハウスいこいの設置に伴い、条例を制定する必要がある
ので、本案を提出する。

寄り合いハウスいこい条例

(設置)

第 1 条 高齢者の社会参画の向上及び町民のコミュニティの醸成に
寄与するとともに町民のくつろぎの場として、瑞穂町大字殿ヶ谷
8 7 4 番地 3 に寄り合いハウスいこいを設置する。

(機能)

第 2 条 寄り合いハウスいこいは、前条に規定する設置目的を達成
するため、次に掲げる機能を有するものとする。

- (1) 高齢者が社会参画をする場としての機能
- (2) 高齢者を中心とした交流及び主体的な地域活動の場としての
機能
- (3) 町民のくつろぎの場としての機能

2 前項各号に定めるもののほか、火災等により被災した者が一時

宿泊をするための機能を有するものとする。

(使用時間)

第3条 寄り合いハウスいこいの使用時間は、午前9時から午後10時までとする。ただし、町長が必要と認めるときは、この限りでない。

(休館日)

第4条 寄り合いハウスいこいの休館日は、1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日までとする。ただし、町長が必要と認めるときは、これを変更し、又は臨時に休館することができる。

(使用の許可)

第5条 寄り合いハウスいこいの施設及びこれらに附属する設備(以下「施設等」という。)を使用しようとする者は、規則で定める申請書により、町長の許可を受けなければならない。

2 町長は、必要があると認めるときは、前項の許可に条件を付すことができる。

(使用の制限)

第6条 町長は、施設等の使用が次の各号のいずれかに該当するときは、施設等の使用を許可しない。

(1) 公益を害し、又は秩序を乱すおそれがあると認めるとき。

(2) 施設等を損傷するおそれがあると認めるとき。

(3) 管理運営上支障があると認めるとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、町長が使用を不相当と認めるとき。

(使用料)

第7条 第5条の規定により施設等の使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、別表に定める使用料を前納しなければならない。

(使用料の減免)

第8条 町長は、特別の理由があると認めるときは、使用料の全部又は一部を免除することができる。

(使用料の返還)

第9条 既納の使用料は、返還しない。ただし、使用者の責めによ

らない理由によって使用することができなかつたときは、その全部又は一部を返還することができる。

(権利の譲渡等の禁止)

第10条 使用者は、その権利を他人に譲渡し、転貸し、担保に供し、又は使用させてはならない。

(使用の許可の取消し等)

第11条 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可を取り消し、又は使用を中止することができる。

- (1) 使用者がこの条例又はこれに基づく規則に違反したとき。
- (2) 使用者が使用の目的又は使用の条件に違反したとき。
- (3) 災害その他の事故により施設等が使用できなくなったとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、町長が必要と認めるとき。

(入場の制限)

第12条 町長は、次の各号のいずれかに該当する者の入場を制限し、又は退場させることができる。

- (1) 発火性又は引火性の物品その他危険物を所持する者
- (2) 他人の迷惑になる物品、動物等を携行する者
- (3) 他人に危険を及ぼし、又は秩序を乱すおそれがある者
- (4) 飲酒又は薬物の影響で正常な行為ができない状態にあると認められる者
- (5) 前各号に掲げるもののほか、町長が管理上支障があると認める者

(原状回復の義務)

第13条 使用者は、施設等の使用を終了したときは、直ちに、施設等を原状に復さなければならない。第11条の規定により使用の許可を取り消され、又は使用を中止されたときも同様とする。

(損害賠償の義務)

第14条 使用者及び入場者は、寄り合いハウスいこいの使用に際して施設等に損害を与えたときは、町長が相当と認める損害額を賠償しなければならない。ただし、町長がやむを得ない理由があると認めるときは、その額の全部又は一部を免除することができる。

(委任)

第 15 条 この条例の施行について必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 26 年 3 月 1 日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 第 5 条の規定による使用の許可その他この条例の施行について必要な行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

別表 (第 7 条関係)

使用料

(単位：円)

使用区分 施設名	午前 9 時～12 時	午後 1 時～4 時	夜間 5 時～10 時
会議室 A	700	700	1,100
会議室 B	600	600	1,000

備考

- 1 各施設を併せて使用した場合の使用料は、各施設の使用料の合算額とする。
- 2 各使用区分を引き続き使用するときは、使用区分の間の時間における使用料は、徴収しない。